

(認知症高齢者グループホーム)  
認知症対応型共同生活介護事業  
開設の手引き

平成23年6月

相模原市 健康福祉局 保険高齢部  
高齢者福祉課

# 目 次

ページ

|  |    |
|--|----|
| はじめに                                   | 1  |
| 1 基本事項について                             | 2  |
| 2 設備基準                                 | 2  |
| 3 スケジュールについて                           | 3  |
| 4 概要概要について                             | 5  |
| 【資料1】相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針     | 9  |
| 【資料2】日常生活圏域について                        | 12 |
| 整備充足状況等一覧表                             | 14 |
| 【資料3】審査基準について（認知症対応型共同生活介護事業者審査実施要綱より） | 15 |
| ○ 認知症対応型共同生活介護 事業計画書                   | 17 |
| ○ 認知症対応型共同生活介護事業計画書添付書類及び内容について        | 22 |

# はじめに

- この資料は、認知症高齢者グループホームの開設に関する基本的事項について説明したものです。
- この資料は、作成日現在の内容で記載しています。
- 作成日以降、法令などが変更になる場合があります。その場合、この資料を根拠に変更前の制度の適用を求めることはできません。
- 認知症高齢者グループホームの開設を進める場合は、この資料のほかに厚生労働省の関係法令通知などをご覧ください。

- 資料の内容等に関するお問い合わせは、電子メールで、次の担当へお願いします。

(公募に係る質問及び回答は、原則、ホームページに掲載します)

掲載場所：市ホームページ⇒ 福祉 ⇒ 特別養護老人ホーム等 高齢者施設の開設希望事業者募集について

| 内 容                | 担 当                      | 電話番号／電子メールアドレス  |
|--------------------|--------------------------|---|
| 建設及び建設費補助金に関すること   | 高 齢 者 福 祉 課<br>計 画 推 進 班 | 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 4<br><a href="mailto:kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp">kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp</a> |
| 事業者指定などの介護保険に関すること | 介 護 保 険 課<br>給 付 指 導 班   | 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 2 1<br><a href="mailto:kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp">kaigo@city.sagamihara.kanagawa.jp</a>                       |

# 1 基本事項について

## (1) 設置場所について

ア 都市計画法、地区計画及びまちづくり協定等を遵守した事業計画であること。

イ 住宅地の中、又は住宅地と同程度に家族や地域住民と交流機会が確保される地域であること。

※ 市街化調整区域及び工業専用地域に設置することは出来ません。

## (2) 建物設備について

ア 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画であること。

イ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を遵守した事業計画であること。

ウ 地区の建築協定の内容を遵守した事業計画であること。

# 2 設備基準について

| 種 類     | 設 備   |
|---------|---|
| 設 備 基 準 | 次の基準等を遵守すること。<br>○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>(平成21年3月13日厚生労働省令第32号/平成21年3月30日厚生労働省令第54号)<br>○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<br>(平成21年3月13日厚生労働省令第34号/平成21年3月30日厚生労働省令第54号)<br>○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について<br>(平成21年3月13日老計発第0313002号・老振発第0313004号・老老発第0313004号)<br>○ 「相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針」【資料1】 |

※ 日照や採光、換気等、利用者の保健衛生及び防災について十分考慮すること。

### 3 スケジュールについて

| 平成23年  | 事 項                          | 備考   |
|--|------------------------------|--|
| 7月   | 設計図面等の事前協議開始<br>事業計画書提出開始    | <p>≪高齢者福祉課≫へ提出</p> <p><u>※計画書提出前に事前協議(設計図面の調整)が必要。</u></p> |
| <u>7月29日(金)</u><br><u>17時厳守</u>  | 事業計画書提出締切<br>書類審査開始          |  |
| 8月下旬   | プレゼンテーション                    | 日程等の詳細は未定。   |
| 8月下旬   | 審査委員会で審議                     |  |
| 9月中旬   | 選考結果発表                       | 審査結果は郵送でお送りします。また市ホームページでも発表します。                           |
| 10月  | 地域密着型サービス<br>運営委員会<br><br>着工 |  |
| <p>(建設に係る補助金制度を利用する場合の着工時期)</p> <p>平成24年6月ごろ 国からの交付金の内示後、着工となります。</p> <p>※建設に係る補助金制度を利用する場合は、建設事業者の選定の際に【入札制度】により決定することが条件となります。</p> |                              |  |

|           |   |                                 |
|-----------|---|---------------------------------|
| 開設 2 ヶ月前  | 建物竣工  | 開設の2ヶ月前ごろから、介護保険課と事業者指定の手続きを行う。 |
| 開設 1 ヶ月前  | 指定申請事前相談<br>指定申請書提出<br>書類審査<br>現地確認、ヒアリング<br>指定通知 |                                 |
| 平成 24 年度中 | ○ 開設  |                                 |

※ 上記スケジュールは、応募数等により、変動する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 公募概要について

### 1 公募方法

現在策定中の「相模原市高齢者保健福祉計画（第5期）」分として、計画的に設置していくことから、整備費補助金を申請するか否かに関わらず、設置運営を予定している事業者から事業計画の提出を受け付けます。

### 2 定員数

1施設18床（2ユニット）を上限とします。

### 3 整備の考え方

次の項目を総合的に勘案し、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営めることが出来る計画を採用し整備します。

#### (1) 整備地域

整備地域は、地域の需要や市内の均衡が保たれた施設整備を進める観点から、市内22箇所の日常生活圏域において、推定認知症高齢者数に比べて整備数が充足されていない地域を優先的に整備します。

| （充足されていない日常生活圏域） |     |     |     |     |     |     |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 橋本               | 城山  | 津久井 | 相模湖 | 小山  | 中央  | 光が丘 |
| 大野北              | 大野中 | 大野南 | 麻溝  | 相模台 | 相武台 | 東林  |

※ 上記以外の日常生活圏域についても事業計画の受付は行います。

※ 日常生活圏域や現在の整備状況などについては【資料2参照】

#### (2) 小規模多機能型居宅介護事業所との合築

小規模多機能型居宅介護事業所については、将来的に概ね日常生活圏域に1か所の拠点整備を目標としていることから本計画と合築する計画について、特に小規模多機能型居宅介護事業所未整備の圏域への計画については優先的に整備するものとします。

※ 日常生活圏域や整備充足状況などについては【資料2参照】

#### (3) 低所得者への配慮

生活保護受給者の受入れを行うことが望ましいと考えます。また、入居に係る費用及び月額の利用料（家賃等）は低額となるよう努めてください。※低額とは、例えば、家賃について、低コストでの建設、近隣の貸家の相場に比べて、定額に押さえているなど。（参考：昨年度選考された事業計画の平均額 入居一時金302,400円、月額利用料133,912円）

#### (4) 法人・運営計画

法人は、高齢者福祉への理解や認識があり、適切な運営理念を持ち、安定した運営が可能であること。

運営計画は、具体的な地域住民と交流が盛り込まれたものであること。また、急性期に対応できるよう医療との連携が確保されたものであること。

#### 4 公募数

| 内 容                           | 床 数 |
|-------------------------------|-----|
| 平成24年度中に開設する<br>認知症高齢者グループホーム | 72床 |

#### 5 審査・選定方法

審査基準【資料3参照】に基づき書類審査及び、プレゼンテーションの評価を元に審査委員会で審査し選定します。

#### 6 設置に伴う整備費等補助金

建設費に係る補助は、国交付金等を元に交付することから、補助制度の有無及び補助金額について、現在未定となっておりますが、制度がある場合は、次のとおり取り扱いを行います。

次のすべての条件を満たす場合に対象とします。

(ア) この選考により選定された事業であること。

(イ) 国又は県の交付金等の交付があること。

(ウ) 平成24年度中（平成24年4月1日から平成25年3月まで）に開設できること。

(エ) 建物は事業の運営主体のものであること。（賃貸物件は補助対象となりません）

(オ) 家賃について、利用者の負担軽減を行うこと。

#### ○ 認知症高齢者グループホームの整備に施設整備費補助金を受ける場合

公的補助という性格上、利用者の負担軽減にご協力いただくこととなります。

具体的には、収入の少ない方でも入居が可能となるよう、利用者が支払う家賃額は次の算出方法による額以下としてください。

また、施設整備等を行う場合の契約は、「社会福祉法人等が行う社会福祉施設施設整備等の契約に関する指導実施要綱」に基づき、一般競争入札等により請負業者等を決定していただくこととなります。

#### 【家賃算出方法】

|  |
|--|
| 利用者一人当たりの建設費・地代負担額<br>＝（建設経費※÷20年÷12ヶ月÷定員）＋（月額土地賃貸借料）÷定員 |
|--|

※ 建設経費＝（総建設費＋借入に係る利息）－（寄附金＋公的補助金）

開設するために新たに用地を取得した場合の費用は、建設費に加算してください。

## ※ 注意

- 1 補助金は、予算内での執行となるため、補助を希望される事業計画が多い場合は選定させていただくことがあります。
- 2 小規模多機能型居宅介護事業などの事業所と一体型の建物の場合は、グループホーム部分を按分して算出してください。但し、小規模多機能型居宅介護事業の事業所についても、同様の補助制度がある可能性がありますので、別途、ご相談ください。

## 7 事業計画書

### (1) 図面の事前相談

事業計画書の提出の前に、設計図面の調整を行います。確認は、原則、複数の職員で行うため、高齢者福祉課へ事前に来庁日時をご予約ください。(予約なし(当日予約を含む)の来庁については受付いたしかねますのでご注意ください) また、事前相談を行わず、事業計画を提出することはできません。

### (2) 提出方法

高齢者福祉課(あじさい会館5階)まで、事前に来庁日時をご予約いただき、フラットファイル等にとじて、添付資料の項目ごとにインデックスをつけたものを3部ご提出ください。

## 8 事業計画提出にあたっての注意点

- (1) 締切日(7月29日(金)17時)を過ぎた資料の追加提出等は一切お受けできません。
- (2) 企画提案書の作成に係る費用は、全て設置希望事業者の負担とします。また、提出された書類及び図面等は返却しません。
- (3) 企画提案書(添付資料含む)は、相模原市の情報公開条例第5条に基づき情報開示の対象になります。
- (4) 補助金制度を活用する場合は、制度の有無が確定していないため、補助制度が無いものとして作成してください。
- (5) 選定された事業計画については、概要をホームページに掲載します。
- (6) 設置予定地(建物)に係る売買及び賃貸の確約については、相模原市から当該所有者に対して、直接確認する場合がありますので、予め所有者へお伝えください。

## 9 地域住民への説明について

この事業の運営にあたっては、地域住民等との連携及び協力が必要です。今後設置する必要のある「運営推進会議」のメンバーにも地域住民の代表者が含まれることから、事業計画書提出前に、地域住民に説明を行ない、その結果及び状況について書面において提出をお願いします。

地域住民への説明にあたっては、「相模原市に応募し、事業として選定されることが条件となるため、事業化されない場合がある」ことを必ず伝えてください。

## 10 スプリンクラー等の設置について

平成21年4月1日から認知症高齢者グループホームは次の消防用設備等の設置が義務付けられました。

- (1) 延べ床面積の275㎡以上の施設について、スプリンクラーを設置  
※275㎡未満の施設についても、利用者の安全上、設置するよう努めてください。
- (2) すべての施設について、①消火器、②自動火災報知機、③消防機関への通報する火災報知設備を設置

※ 詳細につきましては、設置予定地を所管する消防署へご相談ください。

※ スプリンクラー等の設置に係る経費の補助金はありません。

## 11 建物の建設にあたって

- (1) 建物の建設にあたっては、市内産の木材を使用するなど、地域の発展に寄与するよう努めてください。
- (2) 建設施工業者については、市内の業者を選定するよう努めてください。

## 12 事業計画の変更について

事業計画の承認後に計画内容を変更する場合は、地域密着型サービス運営委員会へ諮ることが必要となり、変更内容によっては事業計画の承認を取り消すことがありますので、事業計画の立案にあたっては、十分検討してください。

## 相模原市認知症高齢者グループホームの適正な普及に関する指針

## 第 1 目的

認知症対応型共同生活介護を実施する認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の適正な普及を図るとともに、良好なサービスを確保するため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）等の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第 2 グループホームの配置

## 1 住宅地への設置

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められた地域（工業専用地域が定められた地域を除く。）であって、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されると認められること。

ただし、旧津久井町及び旧相模湖町並びに旧藤野町の各地域については、用途地域が定められていない地域であっても、住宅地の中に設置される、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中に設置されると認められる場合は、設置できるものとする。

## 2 市計画との整合

グループホームの設置については、市高齢者保健福祉計画及び市介護保険事業計画に定める整備目標と整合を図るものとする。

## 第 3 設備

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 条）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 条）及び、次の各 1～5 についても遵守すること。

## 1 洗面台

利用者の口腔衛生、整容等の用に供するため、全ての居室に設置することが望ましい。これによりがたい場合には、当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上の洗面台を設置すること。

## 2 収納スペース

利用者の私物を収納する空間として、間口 9 0 センチ、奥行き 4 5 センチ、高さ 9 0 センチ以上の収納スペースを設けること。居室に付設する場合には、居室の有効面積には算入しない。居室以外に設ける場合には、入り口を施錠し、グループホームの従業者が管理すること。

## 3 トイレ

当該ユニットの定員数を 3 で除した数以上のトイレを設置し、その内 1 か所以上は車いす対応とすること。

## 4 エレベーター

建物が 2 階建て以上の場合にはエレベーターが設置されていること。

## 5 安全対策

- (1) 住居の内外は、できる限り段差が生じないように、バリアフリーに配慮すること。
- (2) 階段及び浴室、脱衣所、トイレ等には、手すりを設置すること。
- (3) 災害等の緊急時のため、原則として2方向に避難路を確保すること。

## 第4 家族等との連携・交流

### 1 家族との連携

利用者の家族による家族会の組織化に努め、事業者は必要に応じて家族会の開催及び運営の事務を行い、グループホームの運営に関しての意見を最大限聴取すること。

### 2 地域との交流の確保

- (1) グループホームの設置に際し、事業者はその所在する単位自治会及び近隣住民に対して、次に掲げる事項について説明を行い、グループホーム開設に係る地域住民の理解を得なければならない。

ア グループホームの目的

イ 事業者の事業内容

ウ グループホームの運営方針

エ 設置する建物の規模等

- (2) 単位自治会の役員及び地域の民生委員等の地域住民代表者のほか、利用者家族代表者、運営主体代表者、管理者、計画作成担当者、介護職員等による運営推進会議を組織し、おおむね2月に1回以上会議を開催し、グループホームの運営状況等について、情報公開、意見交換等を行うこと。
- (3) 単位自治会、近隣住民等との交流については、積極的に参加すること。

## 第5 開設にあたっての市長との調整等

- 1 市長は、市高齢者保健福祉計画に基づき、整備する床数について公募を行うものとする。
- 2 開設を予定している法人は、運営主体が認知症対応型共同生活介護事業計画書（以下、「事業計画書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、提出された事業計画書を相模原市地域密着型サービス運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に提出し、計画推進について意見を求めるものとする。
- 4 市長は、運営委員会の結果を尊重し、事業者に対し、計画承認の可否を文書によって通知するものとする。
- 5 計画を承認された事業者は、事業計画書に記載した内容どおりに事業を進めるものとするが、不測の事態等により、事業内容に変更が生じた場合等は、速やかに市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 6 計画を承認しない通知が發送される前に、事業者が事業に着手していた場合、そのことによつて運営主体がいかなる損害及び不利益等を受けても、市長は一切の責務を負わないものとする。

## 附 則

この指針は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年7月1日から施行する。

ただし、第3設備4エレベーターの設置は、平成23年度公募分から適用するものとする。

## 日常生活圏域について

| 区名 | 生活圏域 | 住居表示   |
|----|------|--|
| 中  | 小山   | 宮下1から3丁目、相模原1・4丁目、氷川町、小山1丁目、小山地番一円、向陽町、すすきの町、宮下本町1から3丁目  |
| 中  | 清新   | 清新1から8丁目、中央1丁目・4から5丁目、相模原2から3丁目・7から8丁目、小山2から4丁目、南橋本1から3丁目  |
| 中  | 横山   | 横山1・4丁目、横山台1から2丁目、小町通1から2丁目、南橋本4丁目、大沢及び橋本出張所管内以外の下九沢地番   |
| 中  | 中央   | 矢部1から4丁目、富士見1から6丁目、千代田1丁目、中央2から3丁目・6丁目、相模原5から6丁目、相生1から4丁目、弥栄1から3丁目、高根2から3丁目、松が丘1から2丁目、由野台3丁目   |
| 中  | 星が丘  | 千代田2から7丁目、星が丘1から4丁目、横山2から3丁目・5丁目1から10番・6丁目   |
| 中  | 光/陽光 | 光が丘1から3丁目、並木1から4丁目、青葉1から3丁目、緑が丘1から2丁目、陽光台1から7丁目  |
| 緑  | 橋本   | 橋本1丁目～8丁目、元橋本町、東橋本1丁目～4丁目、大山村、西橋本1丁目～5丁目、二本松1丁目～4丁目、相原1丁目～6丁目、橋本台1丁目～4丁目、大字相原1,539、下九沢2,621～2,625・2,627・2,836～2,838・2,847・2,848・2,854～2,857・2,861～2,864・2,869・2,870・2,874～2,887  |
| 中  | 大野北  | 鹿沼台1丁目、鹿沼台2丁目、共和1丁目～4丁目、淵野辺1丁目～5丁目、高根1丁目、由野台1丁目、由野台2丁目、大野台3丁目1番～12番、上矢部1丁目～5丁目、淵野辺本町1丁目～5丁目、東淵野辺1丁目～5丁目、矢部隣町、大字上矢部、矢部新田一円  |
| 南  | 大野中  | 西大沼1丁目～5丁目、東大沼1丁目～4丁目、若松1丁目、若松2丁目1番～18番・19番の一部・20番～24番、若松3丁目1番～32番・33番の一部・34番～47番、若松4丁目、若松5丁目1番～12番・13番の一部・14番～16番・17番の一部・18番～25番、若松6丁目、大野台1丁目、大野台2丁目、大野台3丁目13番～45番、大野台4丁目～8丁目、古淵1丁目～6丁目、鶴野森1丁目、鶴野森2丁目、鶴野森3丁目1番～49番・50番の一部   |
| 南  | 大野南  | 栄町、豊町、旭町、文京1丁目、文京2丁目、御園1丁目～3丁目、若松2丁目19番の一部、若松3丁目33番の一部・48番、若松5丁目13番の一部・17番の一部、上鶴間1丁目1番～45番、上鶴間2丁目、上鶴間3丁目、上鶴間6丁目1番・12番～15番、相模大野1丁目～9丁目、上鶴間本町1丁目～9丁目、鶴野森3丁目50番の一部  |
| 緑  | 大沢   | 大字大島、上九沢一円、下九沢167～173・176・240・241・244・267～328・338・394・397～402・404～414・417～722・1,230～2,180・2,322～2,598・2,603～2,619・2,812～2,835・2,839～2,846・2,849～2,853・2,858～2,860・2,865～2,868・2,871～2,873・2,888～2,970、田名2,179～2,191・2,193～2,213・2,215～2,217・2,247～2,274・2,329・2,331・2,332の1・2,333の1・2,333の2・2,336の1・2,336の2・2,336の5・2,338・2,339・2,340の1・2,341・2,342の1・2,342の2・2,342の4・2,343の1・2,343の3・2,344の1・2,345～2,391・2,392の1・2,393の1～2,393の4・2,394の1・2,418の1・2,419の1・2,420～2,425・2,426の1・2,427の1・2,428の1・2,429の1・2,431・2,432・2,433の1・2,434の1・2,435～2,459・2,460の1・2,461の1・2,518～2,581・2,589～2,602・2,620～2,622・2,630～2,641  |
| 中  | 田名   | 田名塩田1丁目～4丁目、水郷田名1丁目～4丁目、大字田名8の9・8の10・556の1・556の4・1,167の5・1,167の7～1,167の16・1,199の1・1,242の1・1,242の2・1,242の4・1,242の6・1,248の1・1,250の1～1,250の6・1,250の8～1,250の10・1,250の13・1,251～2,178・2,214・2,218～2,246・2,275～2,328・2,330・2,332の2・2,333の3・2,333の4・2,336の3・2,336の4・2,337・2,340の2・2,342の3・2,343の2・2,344の2・2,392の2・2,393の5・2,393の6・2,393の7・2,393の8・2,394の2・2,395～2,417・2,418の2・2,419の2・2,426の2・2,427の2・2,428の2・2,429の2・2,430・2,433の2・2,434の2・2,460の2・2,461の2・2,462～2,469・2,474～2,517・2,623～2,629・2,642～3,987の1・3,987の3・3,988の3・3,988の4・3,989の2・3,991の2・3,991の4・4,001の20～4,001の24・4,002の1・4,002の4・4,002の6～4,002の8・4,003の1～4,003の3・4,003の5・4,004の10・4,004の11・4,005の2・4,005の3・4,005の5・4,006の2～4,006の7・4,007の1・4,007の3・4,008～4,080・4,081の1～4,081の4・4,081の6・4,081の8・4,082～4,187・4,188の2・4,188の3・4,189～4,944・4,945の1～4,945の3・4,945の5・4,946の1・4,948の1・4,949の1・4,950の1・4,952の1・4,953の1・4,955～5,025・5,026の1・5,027・5,028・5,029の1・5,029の3・5,029の6・5,030の1・5,031・5,032の1・5,033～5,036・5,037の1・5,037の2・5,038の1～5,038の3・5,038の5～5,038の8・5,039～5,523・5,524の1・5,526の1・5,527～5,530・5,531の1・5,531の2・5,532～7,035・7,036の1・7,036の3・7,037の2・7,037の3・7,038の2・7,038の3・7,041の2・7,042の1・7,042の3・7,043の1・7,043の3・7,044～7,047・7,048の1・7,048の3・7,049・7,050・7,051の2・7,051の3・7,052の2・7,053の2・7,058の2・7,059の2・7,061の1・7,061の3・7,062～7,065・7,066の1・7,066の3・7,067の1・7,067の3・7,068・7,069・7,070の1～7,070の3・7,070の5・7,071の2・7,072の2・7,073の2・7,110の2・7,111の2・7,112の2・7,112の3・7,113の1・7,113の3・7,114の2・7,124の2・7,125の1・7,125の3・7,126の1・7,126の3・7,127～7,134・7,135の1・7,135の3・7,136の2・7,137の2・7,138の3・7,139の3・7,139の4・7,140の1～7,140の3・7,140の5・7,141・7,142の2・7,142の3・7,143の1・7,143の2・7,143の4・7,144の1・7,144の3～8,613・8,615～8,622・8,626・8,627・8,631～8,636・8,638～8,642・8,646～8,660・8,663・8,665～8,687・8,691～8,693・8,710～8,712・8,714～8,758・8,809・8,810・8,812・8,851～8,854・8,975～8,981・8,983～8,986・9,027～9,044・9,174～9,227・9,234～9,238・9,272～9,329・9,333～9,595・9,597～10,153・10,171・10,219・10,220・10,229・10,255・ |

|   |     |  |
|---|-----|--|
|   |     | 10, 259~10, 273・10, 283・10, 284・10, 286~10, 290・10, 397~10, 405・10, 409・10, 440~10, 455・10, 462~10, 483・10, 514~10, 535・10, 569~10, 585・10, 622~10, 627・10, 633・10, 634・10, 636~10, 654・10, 664~10, 668・10, 707~10, 721・10, 749~10, 761・10, 865・10, 867・10, 871・10, 872・10, 874・10, 882・10, 883・10, 918~10, 921・10, 928~終、大字上溝298~304・305の3・305の5・306の3・306の5・307の3・308の2・309の5・310の4・311の3・312の2・313の2・314の2・2, 252の3・2, 253の2・2, 253の3・2, 254の2・2, 254の3・2, 275の2・2, 284の2・2, 285~2, 287の1・2, 287の3・2, 288の1・2, 288の3~2, 290の1・2, 290の3・2, 291の1・2, 291の3・2, 292の2~2, 294・2, 295の2・2, 295の3・2, 296の2・2, 296の3・2, 338の2・2, 338の3・2, 339の2・2, 339の3・2, 340の2・2, 341の2・2, 342の2~2, 346・2, 347の2・2, 347の3・2, 348の2・2, 348の3・2, 351の1・2, 351の3・2, 352の1・2, 352の4~2, 353・2, 354の3・2, 368の2~2, 369の1・2, 369の3・2, 370・2, 371の5・2, 371の6・2, 372の2~2, 374の1・2, 374の3・2, 375の3・2, 376の2~2, 377・2, 378の3~2, 378の5・2, 381の3・2, 381の4・2, 382の2・2, 383の2・2, 387の2   |
| 中 | 上溝  | 上溝1丁目~7丁目、横山5丁目11番~21番、大字上溝1~297・305の1・305の2・305の4・306の1・306の2・306の4・307の1・307の2・308の1・309の1~309の4・310の1~310の3・311の1・311の2・312の1~313の1・314の1・315~1, 884・1, 886~1, 895・1, 900・1, 901・1, 906~1, 965・1, 967・1, 991~2, 002・2, 004~2, 007・2, 012~2, 252の2・2, 253の1・2, 254の1・2, 255~2, 275の1・2, 276~2, 284の1・2, 287の2・2, 288の2・2, 290の2・2, 291の2・2, 292の1・2, 295の1・2, 296の1・2, 297~2, 338の1・2, 339の1・2, 340の1・2, 341の1・2, 342の1・2, 347の1・2, 348の1・2, 349~2, 350・2, 351の2・2, 352の2・2, 352の3・2, 352の5・2, 354の1・2, 354の2・2, 354の4・2, 355~2, 368の1・2, 369の2・2, 371の1~2, 371の4・2, 372の1・2, 372の3・2, 374の2・2, 375の1・2, 375の2・2, 376の1・2, 378の1・2, 378の2・2, 378の6・2, 379~2, 381の2・2, 381の5・2, 382の1・2, 382の3・2, 383の1・2, 384~2, 387の1・2, 388~2, 624・2, 641~2, 647・2, 651~2, 664・2, 666~2, 670・2, 672~2, 674・2, 676~2, 689・2, 691~2, 693・2, 695~2, 702・2, 705~2, 711・2, 767・2, 923・3, 018・3, 021~3, 028・3, 033~3, 035・3, 038・3, 039・3, 047・3, 061・3, 063・3, 083・3, 087~3, 107・3, 109・3, 115~3, 181・3, 185~3, 187・3, 189・3, 190・3, 204~3, 206・3, 224・3, 225・3, 257~3, 259・3, 262~3, 265・3, 268・3, 274・3, 275・3, 278・3, 279・3, 282~3, 284・3, 296・3, 335・3, 367・3, 371・3, 374・3, 385・3, 389~3, 392・3, 395・3, 396・3, 400~3, 403・3, 416・3, 418・3, 456・3, 620・3, 642・3, 658・3, 754~3, 782・3, 790~3, 797・3, 799~4, 129・4, 133・4, 135・4, 172~4, 174・4, 176~4, 188・4, 392・4, 394・4, 397・4, 399~4, 660・5, 397・5, 415~5, 438・5, 439の2・5, 439の3・5, 439の39・5, 783の2・5, 791の1・5, 791の2・5, 791の5・5, 791の6・5, 791の8・5, 792の7・5, 793~5, 798・5, 799の1・5, 801~5, 803・5, 805・5, 809の2・5, 809の3・5, 810・5, 811の2・5, 812・5, 816~5, 826・5, 836~5, 844・5, 848の1・5, 849~5, 853の1・5, 854・5, 861の1・5, 862~5, 864の1・5, 865の3・5, 865の4・5, 867の1・5, 868~5, 872・5, 877~5, 880・5, 884~5, 889・5, 892~5, 894・5, 896・5, 897・5, 902・5, 903・5, 908・5, 909, 大字田名3, 987の2・3, 988の1・3, 988の2・3, 989の1・3, 990~3, 991の1・3, 991の3・3, 992~4, 001の19・4, 002の2・4, 002の3・4, 002の5・4, 003の4・4, 004の1~4, 004の9・4, 005の1・4, 005の4・4, 005の6・4, 005の7・4, 006の1・4, 007の2・4, 081の5・4, 081の7・4, 188の1・7, 036の2・7, 037の1・7, 038の1・7, 039~7, 041の1・7, 042の2・7, 043の2・7, 048の2・7, 051の1・7, 052の1・7, 053の1・7, 054~7, 058の1・7, 059の1・7, 060・7, 061の2・7, 066の2・7, 067の2・7, 070の4・7, 071の1・7, 072の1・7, 073の1・7, 074~7, 110の1・7, 111の1・7, 112の1・7, 113の2・7, 114の1・7, 115~7, 124の1・7, 125の2・7, 126の2・7, 135の2・7, 136の1・7, 137の1・7, 138の1・7, 138の2・7, 139の1・7, 139の2・7, 140の4・7, 142の1・7, 143の3・7, 144の2 |
| 南 | 麻溝  | 北里1丁目、麻溝台1丁目1番・2番・4番の一部・12番の一部・13番、麻溝台7丁目1番・2番・13番・14番、大字麻溝台98~114・346~410・692~753・755・756・758・761・1, 060・1, 061・1, 063~1, 123・1, 395・1, 429・1, 431~1, 525・1, 534・1, 537~1, 541・1, 543・1, 849・1, 852~1, 856・1, 858・1, 868・1, 872・1, 875~1, 961・1, 963・1, 968~1, 969・1, 971・1, 985~1, 989・1, 991・1, 992・2, 270・2, 281・2, 283~2, 287・2, 290・2, 305・2, 307~2, 310・2, 316~2, 338・2, 340~2, 382・2, 384~2, 386・2, 391・3, 076~3, 888, 当麻、下溝 円   |
| 南 | 新磯  | 新磯野2丁目41番~51番、新磯野5丁目1番~24番~43番、大字新磯野1~213・216・218~498・2, 495~2, 506の1・2, 508~終、磯部、新戸 円   |
| 南 | 相模台 | 南台1丁目~6丁目、相模台1丁目~7丁目、御園4丁目、御園5丁目、双葉1丁目、双葉2丁目、桜台、相模台団地、新磯野2丁目1番~23番、北里2丁目、麻溝台1丁目3番・4番の一部・5番~11番・12番の一部、麻溝台2丁目~6丁目、麻溝台7丁目3番~12番・15番~28番、麻溝台8丁目、大字上鶴間4, 811、麻溝台2, 816~2, 848・2, 850~2, 866・2, 960・2, 970・2, 972~3, 009・3, 011・3, 043・3, 050・3, 052~3, 075, 新磯野1, 940~1, 963の5・2, 024~2, 067・2, 146~2, 189の2・2, 307の1~2, 361   |
| 南 | 相武台 | 相武台団地1丁目、相武台団地2丁目、相武台1丁目~3丁目、新磯野1丁目、新磯野2丁目24番~40番、新磯野3丁目、新磯野4丁目、新磯野5丁目2番~23番   |
| 南 | 東林  | 松が枝町、相南1丁目~4丁目、東林間1丁目~8丁目、上鶴間1丁目46番、上鶴間4丁目、上鶴間5丁目、上鶴間6丁目2番~11番・16番~31番、上鶴間7丁目、上鶴間8丁目   |
| 緑 | 城山  | 旧城山町   |
| 緑 | 津久井 | 旧津久井町  |
| 緑 | 相模湖 | 旧相模湖町  |
| 緑 | 藤野  | 旧藤野町   |

※計画地がどの生活圏域に該当するか不明な場合は、高齢者福祉課までお問い合わせください。

## 整備充足状況等一覧表

| 圏域  | 推定認知症高齢者<br>A | 必要床数<br>B(A÷10) | 整備数(決定分<br>含む)<br>C | 過不足分<br>D(B-C) | 小規模多機能型<br>居宅介護事業所 |
|-----|---------------|-----------------|---------------------|----------------|--------------------|
| 橋本  | 732           | 73              | 54(4)               | 19             | 3                  |
| 大沢  | 358           | 36              | 63(3)               | -27            | 1                  |
| 城山  | 351           | 35              | 18(1)               | 17             |                    |
| 津久井 | 497           | 50              | 36(2)               | 14             |                    |
| 相模湖 | 203           | 20              | 18(1)               | 2              |                    |
| 藤野  | 216           | 22              | 36(2)               | -14            | 2                  |
| 小山  | 230           | 23              | 18(1)               | 5              |                    |
| 清新  | 302           | 30              | 36(2)               | -6             |                    |
| 横山  | 161           | 16              | 36(2)               | -20            |                    |
| 中央  | 470           | 47              | 42(3)               | 5              | 1                  |
| 星が丘 | 260           | 26              | 36(2)               | -10            |                    |
| 光が丘 | 427           | 43              | 18(1)               | 25             |                    |
| 大野北 | 654           | 65              | 27(2)               | 38             |                    |
| 田名  | 364           | 36              | 63(4)               | -27            |                    |
| 上溝  | 413           | 41              | 81(5)               | -40            |                    |
| 大野中 | 924           | 92              | 44(3)               | 48             | 1                  |
| 大野南 | 875           | 88              | 45(2)               | 43             | 1                  |
| 麻溝  | 213           | 21              | 18(1)               | 3              |                    |
| 新磯  | 169           | 17              | 18(1)               | -1             |                    |
| 相模台 | 723           | 72              | 57(4)               | 15             | 1                  |
| 相武台 | 329           | 33              | 18(1)               | 15             |                    |
| 東林  | 668           | 67              | 18(1)               | 49             |                    |
| 合計  | 9,539         |                 | 800(48)             |                |                    |

|           |  |
|-----------|--|
| 充足していない圏域 | 橋本、城山、津久井、相模湖、小山、中央、星が丘、光が丘、大野北、大野中、大野南、麻溝、相模台、相武台、東林、 |
|-----------|--|

※ 過不足欄の数が多い圏域は、充足していないことを表します。

※ 小規模多機能型居宅介護事業所の数は、開設前のものを含む。

(相模原市認知症対応型共同生活介護事業所整備に係る事業計画審査実施要綱より)

## 審査基準について

認知症対応型共同生活介護事業者審査基準（書類）

| 選定基準の項目 |   |
|---------|---|
| 1       | <b>適正配置</b><br>推定認知症高齢者数に比べて整備数が充足されていない日常生活圏域への計画であること。  |
| 2       | <b>小規模多機能型居宅介護</b><br>小規模多機能型居宅介護事業所の設置と併せた計画であること。   |
| 3       | <b>低所得者への配慮</b><br>入居に係る費用及び月額の利用料（家賃等）が、利用しやすい額であること。また、生活保護受給者の受入れを行うこと。                                  |
| 4       | <b>事業実績</b><br>法人は、本市において当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等の十分な事業実績を有すること。  |
| 5       | <b>関係行政庁の監査及び指導状況</b><br>法人は、高齢者保健福祉事業等の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の設置主体として問題がないと認められること。                    |
| 6       | <b>法人の経営状況</b><br>経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。  |
| 7       | <b>事業所運営計画</b><br>妥当な収支計画が立てられており、安定的な事業運営が見込まれること。   |
| 8       | <b>建設及び運営資金の確保状況</b><br>事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。<br>また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。 |
| 9       | <b>建設用地及び建物の確保</b><br>建設用地及び建物の確保（所有又は賃借）が確実に見込まれるものであり、用地及び建物の確保が未確定及び関係機関と未調整等により、事業執行に支障が生じる恐れがないこと。     |
| 10      | <b>建設用地の立地条件</b><br>建設用地は、施設利用者の観点から環境、防災等を考慮できること。   |
| 11      | <b>近隣対応</b><br>事業所開設に係る地元との必要な調整を図っていること。   |

## 12 施設内容及び整備方針

建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様であること。

## 13 提携医療機関

提携医療機関は、近隣の医療機関との連携を計画していること。

(プレゼンテーション)

### 選定基準の項目

#### 1 高齢者福祉への理解や認識、当該事業の運営理念

- ・ 高齢者福祉の現状及び課題に対する理解や認識があること。
- ・ 地域密着型サービス事業の理念を理解していること。
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業に係る人員、設備、運営の基準を十分に理解し、事業の運営の向上（利用者処遇の向上）に努める考えがあること。

#### 2 地域住民等の地域資源との具体的な連携策及び地域貢献

- ・ 計画地の地域資源の状況及び特性を理解していること。
- ・ 地域に開かれたグループホームづくりのための地域交流・貢献計画が具体的にあること。

# 認知症対応型共同生活介護事業計画書

平成 年 月 日

相模原市長 あて

法人所在地 \_\_\_\_\_

法人名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

次のとおり認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の開設を計画したので、関係書類を添えて申し出ます。

## ●施設の名称

(仮称) \_\_\_\_\_

## ●設置予定地

相模原市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

担当者 氏名

連絡先 所在地

〒 \_\_\_\_\_

電話番号

F A X 番号

Emailアドレス

1 法人

(1) 法人概要

|       |  |
|-------|--|
| 法人所在地 |  |
| 法人名   |  |
| 代表者名  |  |
| 法人設立日 |  |

【添付資料】ア 定款

- イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 役員名簿
- エ 代表者の履歴書
- オ 決算書（直近3か年）
- カ 事業概要
- キ 既存事業（高齢者保健）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（直近3か年）

(2) 事業実績

①グループホームの運営実績 あり ・ なし

※ありの場合

【添付資料】ア 第三者評価結果

- イ 収支決算書（当該事業所分直近3か年）

②その他高齢者保健福祉事業等の運営実績 あり ・ なし

2 事業計画概要

|              |   |   |       |   |
|--------------|---|---|-------|---|
| 名 称          | (仮称)  |   |       |   |
| 計 画 地        | 相模原市 区  |   |       |   |
| 定 員          | ユニット①   | 人 | ユニット② | 人 |
| 事業開始予定年月日    | 平成 年 月 日  |   |       |   |
| 入居時に係る経費     | 円<br>徴収の目的：   |   |       |   |
| 家賃等利用者負担額    | 円／月   |   |       |   |
| 内 訳          | ○家 賃 円<br>○食 費 円<br>○光熱水費 円<br>○その他 円<br>(具体的な内容： ) |   |       |   |
| 事業を行おうとする区域※ |   |   |       |   |
| 併設する事業所      |   |   |       |   |

※ 事業を行おうとする区域 ⇒ 入居者募集の対象地域

【添付資料】ア 事業スケジュール

イ 資金計画書

ウ 入居時に係る経費の積算根拠

エ 家賃等利用者負担額の積算根拠

3 土地・建物概要

|                       |   |                     |                |                   |
|-----------------------|---|---------------------|----------------|-------------------|
| 敷地面積                  | m <sup>2</sup>  | 用途地域                |                | 容積率： %<br>建ぺい率： % |
| 土地所有<br>権利形態          | 1 自己所有<br>2 取得予定(寄付・購入)⇒購入費： 円<br>3 賃貸借 ⇒ 契約期間： 年 月 日 ～ 年 月 日<br>賃借料： 円/月                       |                     |                |                   |
| 建物構造                  | ( ) 造 ( ) 階建<br>1 新築 ⇒建設費： 円<br>完成日： 年 月 日(予定)<br>2 改修・増改築 ⇒既存建物の築年月： 年 月 (築 年)<br>建築確認の用途： ( ) |                     |                |                   |
| 建物所有<br>権利形態          | 1 自己所有<br>2 賃貸借 ⇒契約期間： 年 月 日 ～ 年 月 日<br>賃借料： 円/月  |                     |                |                   |
| 建築面積                  | m <sup>2</sup>  | 延床面積                | m <sup>2</sup> |                   |
| 居室面積                  | m <sup>2</sup> /部屋  | 洋室 ( ) 部屋・和室 ( ) 部屋 |                |                   |
| トイレ数                  | 箇所/室・ユニット   | 洗面台数                | 箇所/室・ユニット      |                   |
| 居間及び食堂の合計面積           |   |                     |                | m <sup>2</sup>    |
| 防災設備等の設置<br>※該当するものに○ | スプリンクラー・自動火災報知設備・火災通報装置・消火器<br>・避難器具・その他 ( )  |                     |                |                   |

【添付資料】ア 案内図、位地図、公図

- イ 配置図、平面図(改修・増改築の場合は従前建物の図面も添付)
- ウ 土地全部事項証明書
- エ 建物全部事項証明書
- オ 土地売買契約書(取得の場合。案でも可)
- カ 土地及び建賃貸借契約確約書等
- キ 建設費見積書(自ら新築・改修・増改築を行う場合)
- ク 現況-写真
- ケ 土地利用・建築に係る市等関係機関との協議状況

#### 4 運営方針

##### (1) 地域・家族との関係

設置についての地元説明会実施日 平成 年 月

**【添付資料】 地元説明会実施報告書**

##### (2) 協力医療機関等との連携

|           | 名 称 | 所 在 地 | 主な診療科名等 |
|-----------|-----|-------|---------|
| 医療機関      |     |       |         |
| 歯科医療機関    |     |       | —       |
| 介護老人福祉施設等 |     |       | ※       |

※ 施設の種類を記入してください。

## 認知症対応型共同生活介護事業計画書添付書類及び内容について

### 1 法人

#### (1) 法人概要

ア 定款

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※1部原本

ウ 役員名簿

エ 代表者の経歴書

○本籍・学歴は不要です。職歴及び高齢者の保健福祉に係わる職種を記載してください。

オ 決算書

○貸借対照表、損益計算書 ※（直近3カ年のもの）

カ 事業概要

○会社名、設立日、資本金、代表者名、事業内容（法人で行っている事業を具体的（事業の実績年数、事業所の場所、事業の内容等）に記載して下さい。）

○グループホームを含む高齢者保健福祉事業等については、事業所名、事業の開始日、定員、現入居者数を記載してください。

※簡潔にA4版1枚程度でお願いします。（上記内容の記載があれば、会社パンフレットでも可能）

キ 既存事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等

○高齢者保健福祉事業の運営に係わる関係行政庁の監査及び指導結果について、関係行政庁からの通知の写し及び改善等がある場合は、改善されたこと分かる書類の写しを提出して下さい。

#### (2) 事業実績

①グループホームの運営実績

ア 第三者評価結果

○直近のものを提出して下さい。

イ 収支決算書（当該事業所分）

○直近3年間のグループホームの収支決算書を提出して下さい。

②その他事業の運営実績（グループホーム以外の介護事業実績）

### 2 事業計画概要

ア 事業スケジュール

○地元説明、建設、職員募集、研修受講、入居者募集及び指定申請書提出等の開設に至るまでの今後のスケジュール表を提出して下さい。

イ 資金計画書

○開設準備時（建設や備品購入等にかかるもの）から開設予定月から1年間までの資金計画書を提出して下さい。

・収入、支出に分けて収支差引額（営業利益）、累積利益を算出して下さい。

- ・収入、支出の算出は、利用者予定数、予定するスケジュール等に応じて具体的に算出してください。
- ・資金計画に記載する数字については、積算根拠を必ず記載してください。

ウ 入居時に係る経費の積算根拠

- ・料金表（予定表）は、資金計画書と整合性のとれるものとして下さい。
- ・算出根拠を記載してください。

エ 家賃等利用者負担額の積算根拠

- ・料金表（予定表）は、資金計画書と整合性のとれるものとして下さい。
- ・算出根拠を記載してください。

### 3 土地・建物概要

ア

○案内図

地形図により「計画地」を表示して下さい。また、近隣で目印になる場所を○で囲んで表示して下さい。

○位置図

住宅地図等により「計画地」を表示して下さい。

○公図

法務局の公図（原本）に該当地を朱線で囲み朱色で塗りつぶして下さい。また、接道は緑、水路は青で表示して下さい。

イ

○配置図

○平面図

各部屋の名称、面積を明示したものを提出して下さい。また、平面図には、ベット、テーブルなどの家具等を表記して下さい。

※配置図、平面図について、改修・増改築の場合は、従前建物の図面も添付して下さい。

ウ 土地全部事項証明書

エ 建物全部事項証明書（自己所有の場合のみ）

オ 土地売買確約書（土地を取得する場合のみ）

カ 土地及び建物賃貸借確約書（賃貸借の場合のみ）

キ 建設費見積書（自ら新築・改修・増改築をする場合のみ）

ク 現況写真（既に建物がある場合は、建物の内部も必要）

○写真を撮った位置、方向が分かる書類を添付して下さい。

ケ 土地利用・建築に係る関係機関との協議状況

○市等の関係機関と協議した日時・協議相手・協議の概要を記入して下さい。

### 4 運営方針

(1) 地域・家族との関係

地元説明会実績報告書

○実施日、参加者数、説明内容、住民からの意見などを記載してください。また、説明会等の対象地区に色を塗った住宅地図を添付してください。

※地元への説明方法は任意です。戸別に説明を行なった場合は、それぞれの結果（内容）等をご記入ください。

(2) 協力医療機関等との連携

協力医療機関、協力歯科医療機関、介護老人福祉施設等を記入

※特に、協力医療機関については、近隣で検討ください。

相模原市 健康福祉局 保険高齢部  
高齢者福祉課 計画推進班

中央区富士見6-1-20（あじさい会館5階）

電話042（769）8354

FAX042（759）4816

[kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kourei-fukushi-1@city.sagamihara.kanagawa.jp)